

平成 25 年度の目標値設定の基本的考え方

平成 25 年度に「健康いわて 21 プラン」最終評価を実施するに当たり、平成 22 年度に行った到達度・活動状況評価の結果、平成 24 年度の目標値を踏まえ、平成 25 年度における目標値を設定する。

原則として、「健康いわて 21 プラン策定時における目標設定の基本方針」を踏襲し、次により平成 25 年度の目標値を設定する

(1) 知識習得に関する目標項目及び理想的な状態を目指す目標項目について

ア 知識習得に関する目標項目は、その目標値を「90%以上」に設定します。

イ 理想的な状態（全部又はゼロ）を目指す目標項目は、その目標値を「100%（又は0%）」に設定する。

(2) 国と同じ目標項目について

ア 県基準値が国基準値と同程度で、国の目標値と同じ目標値を設定した目標項目
国の平成 24 年度目標値と同じ目標値を設定する。

イ 県基準値が国基準値を下回り、国の目標値に合わせて目標値を設定すると達成が困難な目標項目

- ① 目標値を国の目標値と同程度の増減率で設定しているものは、その増減率で設定する。
- ② 独自の算定方法により設定しているものは、その算定方法に基づいて設定する。

ウ 県基準値が国目標値を上回っている目標項目
目標値を県基準値以上（以下）として設定する。

エ その他（県基準値に国基準値をおいている目標項目）

国の平成 24 年度目標値を目標値として設定する。（平成 22 年度の目標値をそのまま設定）

(3) 県独自の目標項目について

ア 独自の算定方法により目標値を設定している目標項目は、その算定方法に基づいて設定する。

- ① 他の計画で目標値が設定されているものは、当該計画の目標値を目標値として設定する。
ただし、その計画に平成 25 年度の目標値が設定されていない場合は、平成 24 年度の目標値をそのまま設定する。
- ② 全国値と格差があり、その格差解消を目的として、全国水準（全国平均値）を目標値に設定する。
- ③ その他の独自の算定方法により目標値を設定しているものは、同じ算定方法に基づき設定する。

イ ア以外については、原則として、目標値を基準値の 10%増加（減少）した値として設定する。